

練馬区議会議員(無所属)

かとうき桜子

区政レポート



2019年2月号

(議会報告通号 Vol. 126)

〒178-0063 練馬区東大泉 3-1-18-102

電話 03-3978-4154 FAX03-3978-4158

HP <http://www.sakurako-nerima.com/>

メール sakurako_happy_society@yahoo.co.jp



メールマガジン発行中!

1月18日、区政報告会を行ないました



そのためにはまずは4月の選挙を乗り切らなければなりません。かとうき桜子の政策をより多くの方に知っていただくために、リーフレットの配布のほか、選挙に向けての準備の活動や期間中のことなど、ご協力いただけましたら大変ありがたいです。詳細は裏面をご覧ください。

二〇一九年二月

かとうき 桜子

練馬区議会議員の任期は5月末までですので、ひとまず具体的な日程を決めて企画している会は今のところ5月中のものまでですが、できればその後も引き続き活動していけたらと思っております。

昨年からはまず4月の選挙を乗り切らなければなりません。かとうき桜子の政策をより多くの方に知っていただくために、リーフレットの配布のほか、選挙に向けての準備の活動や期間中のことなど、ご協力いただけましたら大変ありがたいです。詳細は裏面をご覧ください。

また、5月には障害のある人とまちなかあるきをするワークショップを企画していますが、それを機に、障害のある当事者の方々と一緒に、まちがもっと楽しくなるにはどうしたら良いか考える機会も作っていったらと思います。

昨年からはまず4月の選挙を乗り切らなければなりません。かとうき桜子の政策をより多くの方に知っていただくために、リーフレットの配布のほか、選挙に向けての準備の活動や期間中のことなど、ご協力いただけましたら大変ありがたいです。詳細は裏面をご覧ください。

また、今年4月の統一地方選挙は練馬区では区議会議員選挙のみが行なわれます。(都知事、都議、区長は時期がずれていますが)私の3期目の活動も終わりに近づきますので、今後の活動についてどう進めていきたいと思いますかをお話させていただきます。

1月18日、区政報告会を行ないました。前回の報告会が昨年の夏でしたので、それ以降に行なった活動の報告をさせていただいたほか、議会で質問した内容のうち、特に今回のレポートでもご紹介している図書館のこと、また以前のレポートでご報告した高齢者の住まいのこと、介護のことについてご報告させていただきます。

また、今年4月の統一地方選挙は練馬区では区議会議員選挙のみが行なわれます。(都知事、都議、区長は時期がずれていますが)私の3期目の活動も終わりに近づきますので、今後の活動についてどう進めていきたいと思いますかをお話させていただきます。

★選挙に向けての準備を考える会

表のページにも書きましたが、今春、区議会議員選挙が予定されています。

選挙を迎えるまでには、ポスターの準備や皆さんに政策を知っていただく工夫など、考えることが山積しています。2月7日をスタートとして、選挙が始まるまでに数回、会議をしようと考えています。一緒に考えてくださる方、ぜひご参加いただけませんか?

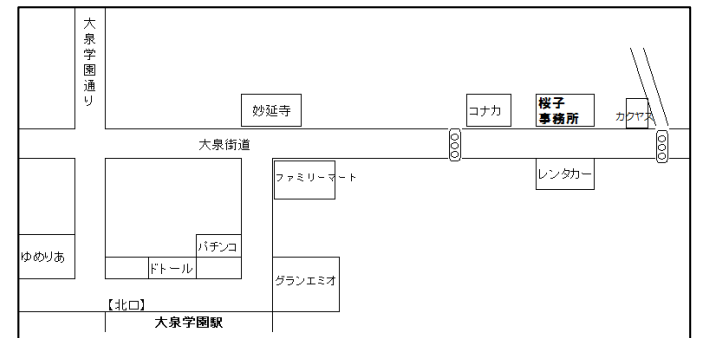
【初回日時】2月7日(木)午後7時~8時30分

【会場】かとうき桜子事務所

練馬区東大泉3-1-18-102

*2月7日のご参加は難しくても、その後にご参加くださる方もご連絡ください!

*お申し込みはお電話・メール・QRコードからお願いします!



★介護に関する勉強会

昨年より定期開催している介護に関する勉強会。今回は3月となります。ぜひご参加ください!

「配食サービスのお弁当を試食してみよう!」

介護が必要な人が家まで届けてもらえるお弁当のサービス。実際どんなお弁当が届くのか、試食してみよう!

【日時】3月23日(土)午後2時~4時

【会場】特別養護老人ホームこぐれの里

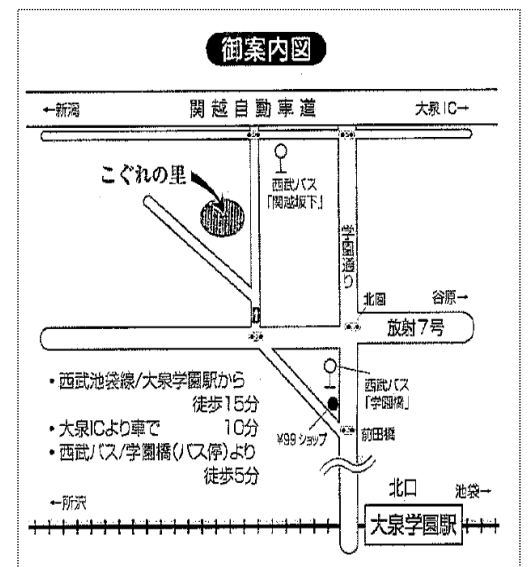
(練馬区大泉学園町2-26-28)

(大泉学園駅から徒歩約15分。北園交差点から少し入ったところ)

*介護の勉強会はいずれも参加費無料

*当日参加も可能です

*お申し込みはお電話・メール・QRコードからお願いします。



*昨年は台風で中止になってしまったことがあったため、当日参加される場合、天候等、心配な際にはあらかじめご連絡いただければ幸いです。また、中止の場合は、ブログ、SNS、メールマガジンにてお知らせいたしますので、ご確認ください。

*当日の会場のお問い合わせ等は、かとうき携帯 080-3595-6431 までご連絡ください。

駅でのレポート配布について

かとうき桜子は、月に1回のペースで新しい区政レポートを作成しています。視察など遠出をする場合などに間があくこともありますが基本的に1ヶ月で1めぐりするように、おおむね以下のようなスケジュールで朝の通勤時間帯(7時~8時30分頃)に配布しています。

・毎週月曜日:大泉学園駅北口

(喫煙所の近く、駅正面のドトール前、グランエミオのビルの近く、みずほ銀行の近くの4か所を順番に回っています。月曜日が祝日だったり、月曜日に視察等があり都合がつかないときには曜日を変更する場合があります。)

・月2回、火曜日:大泉学園駅南口(1階ロータリーと2階デッキ)

・水曜または木曜のうち月3回:保谷駅北口と南口(北口正面、線路沿いの道、南口西友前)

・月3回、金曜日:石神井公園駅(中央改札側の正面、高架下、西口改札近く)

図書館と専門職の持つノウハウを大切にすべき

昨年の12月中旬、「練馬区の図書館で、非常勤の司書さんたちがストライキをするかもしれない」ということがニュースになりました。なぜ、そんな状況になったのか、どんな課題が残されているのかを今回のレポートでは「報告」します。

無償で正確な情報を提供する 知の拠点である図書館

図書館と聞いてイメージしやすいのは、「本を貸す」ということですが、「利用者に無償で正確な情報を提供する」ということが図書館の大きな役割です。本を貸すことは、その役割を果たすための方法のひとつなのです。

今、私たちは気になることがあったらインターネットで検索して調べることが出来ますが、その情報がどこまで正確なものか、検証できないことも多くあります。また、社会にはインターネットや有償の情報を入力している環境にいる方もいらっしゃる

ことが考えられます。「今の時代、調べ物はインターネットでできるじゃない？」と思ってしまいがちですが、今述べたような様々な観点から、図書館が無償で正確な情報を提供する役割は今こそとても大きなものなのです。では図書館では具体的にどんな仕事が行なわれているのか。いくつかを左の表に挙げました。図書館にどんな本を置くのかを決めるのが重要であるのももちろんのこと、廃棄するときの基準を決めるのもっと難しいと、司書さんからお聞きしました。

レファレンスサービスと障害者サービス

今回私は議会で、図書館におけるレファレンスサービスと障害者サービスを取り上げました。レファレンスサービスは、「こんな情報が必要なだけでなく、どう調べたらいいかわからない」という時に、司書さんに相談できるサービスです。特に練馬の図書館には「ウェブレファレンス」という機能があるので、図書館に直接足を運ばなくても、インターネットで相談することが可能です。私は以前、「練馬区内で育ちやすい植物を知りたい」という質問をしたことがあるのですが、さまざまな資料の中から詳しく回答をいただきました。他の自治体の例では、新しいビジネスを立ち上げたいと図書館の司書さんに相談し、役立つ情報を提供してもらったことで、ビジネスを成功させた例もあるということです。

このようにビジネス支援に力を入れるなど、レファレンスサービスを住民の皆さんにもっと活用していただくために、司書さんの専門性を積極的にアピールしている自治体もあります。

障害者サービスは、視覚障害のある方に点字や音声の資料を提供したり、聴覚障害のある方を対象にした手話付きお話し会などを実施しています。ここで発揮される司書さんの専門性は、障害のある利用者ひとりひとりが必要としている情報を把握し次のサポートにつなげる、蓄積の必要な関わりです。単発での情報提供だけではない広がりのあるお仕事です。

練馬区には図書館が12館ありますが、現在のうちの9館が※指定管理者制度の下に民間に委託されています。そして、司書さんは直営館で非常勤職員として勤務してきました。現在57名いらっしゃいます。

指定管理者制度は民間のノウハウを活かすことを目的とする、とされているのですが、図書館のようは無償で情報を提供するノウハウは民間では蓄積されづらいこと、また様々な政策と連携する必要もあることから、委託にはなじまないという意見が強く、全国的に見て委託率は高くありません。しかし、23区だけが例外的に高いのです。

民間事業者の下で働く司書さんたちももちろん頑張っているのですが、不安定雇用だったり、せっかく練馬区で実践を積み重ねても別の部署や他の自治体に異動があるなど、ノウハウの積み重ねが難しいということが課題です。

そういう中で練馬区は従来直営で運営していた練馬図書館、石神井図書館も民間に委託する方針を出しました。直営として残るのは光が丘図書館のみ。では、今までノウハウを積み重ねてきた57名の司書さんはどうなるのか、解雇されるのではないかと…という問題となりました。なぜ、委託を進める必要があるのかと練馬区に聞いても「社会情勢がそうだから」という、漠然としていて説得力のない説明しか返ってきません。そんな無責任な説明でこれまでの積み重ねをなくすわけにはいかないと、司書さんたちはストライキも辞さない姿勢を示したという経緯だったのです。

最終的に練馬区として、委託を進めるが非常勤の司書さんを解雇はしないとしたため、ストライキは回避されましたが、直営1館体制のもとでの図書館がどうなっていくのか、今後もしっかり見ていかな

図書館の役割－図書館法より

- 第三条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望にそい、更に学校教育を援助し得るよう留意し、おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない。
- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード、フィルム等の収集にも十分留意して、図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
 - 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
 - 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
 - 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
 - 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
 - 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びその奨励を行うこと。
 - 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
 - 八 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

- 第十三条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。
- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

第十七条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

図書館で行なわれている仕事内容の一部（練馬区の図書館専門員の方が行なった勉強会のお話から）

- ◆下調べ
新しく図書館に置く本を検討するために行なう。同種の本の貸し出し状況や著者のことなどを調べる。
- ◆見計らい
下調べを経て、本を実際に手に取ってみる作業
- ◆審査
買い換えたい本を、指定管理者導入館も含めた各館から挙げてもらい、中央館的役割を持つ光が丘図書館で審査する。
- ◆共同選書
高価でたくさんは買えない本のような場合に、区内に1冊くらい置くかどうかを検討し、所蔵館を決める。

司書の仕事内容の一部

毎日の新聞を閲覧用に処理、カウンター対応、電話当番、おたよりづくり、特集コーナーや企画事業の企画、廃棄する本の検討、審査、レファレンス、児童サービス、お話し会など

ければなりません。専門性の高い人材を軽視するような、こうした問題が起きないためにも、普段から図書館の役割、専門性について区民のみならずと考える機会を持つていかなければいけないと改めて考えました。今後、図書館についてみなさんと考える機会を作っていけたらと思います。

※指定管理者制度とは
2003年にできた制度。地方自治法24条の2に位置付けられていて、公共施設の管理運営を民間に委託することができるというもの。この制度ができるまでは、公共施設の管理運営は外郭団体などの公共的団体しかできなかった。

	導入数	図書館数	導入率
市	299	2088	14.32%
政令市	58	285	20.35%
特別区	112	225	49.78%
町村	61	617	9.89%
計	530	3215	16.49%

2016年4月1日現在の指定管理者導入の状況
「図書館雑誌 Vol.112」2018年6月号より抜粋